

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業  
(各自治体が実施する教員採用選考試験の試験問題の分析  
及びモデル問題の作成)

仕 様 書

令和7年6月6日  
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

## 1. 事業名

令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業

(各自治体が実施する教員採用選考試験の試験問題の分析及びモデル問題の作成)

## 2. 目的

### ① 本テーマの趣旨

社会が急激に変化する中で、複雑化・多様化する教育課題に対応するためには、学校の指導体制の充実を図る必要があり、多様な人材の確保が課題となっている。「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(答申)」(令和4年12月19日中央教育審議会)(以下、「答申」という。)において、優れた人材を確保できるような教員採用等の在り方の検討の方向性について盛り込まれた。「答申」を踏まえ、「公立学校教員採用試験の早期化・複数回実施等の改善の方向性」(令和5年5月31日文科省)(以下、「方向性の提示」という。)において、各教育委員会がそれぞれ試験問題を作成・実施している第1次選考に係る負担の軽減を図り、第2次選考でのより丁寧で人物重視の選考作業や、学校現場の教育課題へのよりきめ細かな支援に注力できるようにする観点からも、公立学校教員採用選考に係る第1次選考の全国共同実施(以下、「共同実施」という。)の実現可能性について調査・検討を進める必要性が指摘された。その後、共同実施の実現に向けて、より多くの自治体が参画可能な仕組みの構築を図るに当たり、具体的な論点等について意見交換・検討を行うため、「教員採用選考試験に係る第1次選考の共同実施に向けた検討会議」が設置され、令和6年10月に「共同実施の論点整理・試案について」が取りまとめられるなど、共同実施に向けての検討が進んでいるところである。また、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について(諮問)」(令和6年12月中央教育審議会)を踏まえ、共同実施の検討状況等を勘案しながら、優れた教師人材の確保に必要な採用に係る方策について審議が行われている。

これらのことを踏まえ、共同実施の実現に向け、本事業において、各自治体の試験問題を分析したうえで質の高い試験問題を作問することで、共同実施における試験問題のあり方を考察する研究開発を実施する。

### ② 事業内容

以下の事業を実施すること。ただし、参加者による企画提案の内容のうち、文科省が事業の実施効果を高めることができると判断した内容については、追加することを妨げない。

各教育委員会で実施されている教員採用選考試験(以下、「選考試験」という。)における第一次選考の共同実施において使用することを想定した、選考試験のモデル問題の検討を行うこと。試験問題の検討に当たっては、各自治体ですでに実施されている選考試験の問題を分析し、傾向や狙いを十分に踏まえること。

作成する試験問題は以下のとおり。全てマークシートにより機械的に採点

を行うことを想定した択一式の問題とすること。試験問題は受託者にて案の作成を行った後、文部科学省で確認を行う。なお、問題数については当該教科の試験問題全体でのバランスを考慮しつつ1～2問程度の多寡が生じても問題ないこととする。

加えて、作成した問題をPDFファイル・Wordファイルの両方で文部科学省に提出すること。その際、試験問題が漏洩しないよう措置を講ずること。また、試験問題を作成するに当たっての検討内容や、作問上の狙い等について、成果報告書にまとめること。

(1)以下の教科については、実際の試験問題のサンプルとして、それぞれ以下の(a)(b)2通りの形式で作問を行うこととする。

(a)は1問当たりの難易度が相対的に高く、(b)は1問当たりの難易度が相対的に低いことを想定している。また、(a)と(b)で問題の重複は可能とし、合計で30～35問程度の作問とすること。

(a)60分 15問

(b)60分 25問

(対象教科)

- ・ 国語 (中学・高校共通)
- ・ 数学 (中学・高校共通)
- ・ 英語 (中学・高校共通)
- ・ 技術 (中学)
- ・ 情報 (高校)
- ・ 水産 (高校)
- ・ 特別支援教育

(2)以下の教科については、教科共通問題と分野選択問題(※)から構成することとし、実際の試験問題のサンプルとして、それぞれ以下の(a)(b)2通りの形式で作問を行うこととする。(1)と同様、(a)は1問当たりの難易度が相対的に高く、(b)は1問当たりの難易度が相対的に低いことを想定している。

また、(a)と(b)で問題の重複は可能とし、合計で30～35問程度(共通問題18～20問、選択問題12～15問程度)の作問とすること。

(a)共通問題10問+選択問題5問、60分

(b)共通問題15問+選択問題10問、60分

- ・ 中学・高校理科(共通)
- ・ 中学・高校理科(選択) …… 物理・化学・生物・地学

(※)選択問題は、上記4分野から1つを選択して回答するイメージ。

(3)小学校については、(1)(2)とは異なり、実際の試験問題の形式ではなく、個別の問題として以下の教科について各4問程度を作成すること。ただし、目安として、60分25問程度の試験に組み込むことを想定すること。

- ・ 国語・算数・英語・理科・音楽

なお、試験問題の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・ 各自治体で行われている選考試験の問題を参考にしつつ、単に各自治体で行われている選考試験の問題の類題を作成するのではなく、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のメッセージ性も

考慮し、授業において児童生徒が学習する場面や、社会生活や日常生活の中から課題を発見し解決方法を構想する場面、資料やデータ等を基に考察する場面などの児童生徒の学習を指導する過程を意識した問題の場面設定を重視するなど、単なる知識再生型ではない、思考力・判断力・表現力等を中心に問うような試験問題を作成すること。

- ・ 小学校については、教科で教員免許状が区分されていないため、試験も区分せずに一元的に行うことを想定。中学校・高校については、教科ごとの試験区分を設ける。特別支援学校教諭についても同様に、一つの試験区分で実施することを想定。
- ・ 中学校と高校では、授業で扱う内容は異なるものの、教師に求められる教科の専門性に差があるわけではないと考えられるため、特段の指定がない教科については、中学校と高校の試験問題は合同とする。
- ・ 令和7年12月末までに少なくとも1回、問題案の提出及び文科省との協議を行ったうえで、協議の内容を反映し、問題を完成させること。

### 3. 成果物

2. 目的の②事業内容で示したモデル問題ならびに成果報告書  
(電子データによる提出)

### 4. 業務(委託契約)期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

### 5. 納入期限

令和8年3月1日

### 6. 納入先

東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課  
E-mail : kyoikujinzai@mext.go.jp

### 7. 事業規模

10,000千円(税込)上限

### 8. 応札者に求める要求要件

#### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度教師の養成・採用・研修の一体的改

革推進事業審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

## (2) 要求要件の詳細

### 1 研究開発の実施方針

#### 1-1 研究開発の内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。
- 1-1-2 良質な問題を作成するための独創的な提案があれば加点する。

#### 1-2 研究開発の方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 問題作成に当たっての分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
- 1-2-2 本委託業務の実施に資する特筆すべき内容があれば加点する。

#### 1-3 研究開発の計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 研究開発の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

### 2 組織の経験・能力・属性

#### 2-1 組織の類似業務の経験

- 2-1-1 過去に公的機関における採用選考関係の試験問題の作成等を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

#### 2-2 組織の業務遂行能力

- \* 2-2-1 研究開発を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 従業員に本事業において作問する分野の専門的知識を有している者がいれば加点する。
- 2-2-3 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。
- \* 2-2-4 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
- \* 2-2-5 問題漏洩防止の措置を講じていること。〔その内容が高度であれば加点する。〕

#### 2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

#### 2-4 中立性

- \* 2-4-1 教員採用選考の受験を希望する者に対して便宜を図る事業を自ら行っている者又はそのような事業を行っている者と資本上の関係を有している者でないこと。

### 3 業務従事予定者の経験・能力

#### 3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

- 3-1-1 過去に公的機関における採用選考関係の試験問題の作成等を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

#### 3-2 業務従事予定者の研究開発内容に関する専門知識・適格性

- \* 3-2-1 研究開発に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 研究開発に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

## 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

## 5 賃上げを実施する法人に関する指標

### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業においては3%以上、中小企業等※においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 1.1. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

## 1.2. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

特に試験問題の取扱に当たっては、複写・転写する事なく、文部科学省の承諾無しに、報道機関・出版社等外部への提供等を行わないこと。

## 1.3. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出

ること。

#### 1 4. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

#### 1 5. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### 1 6. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### 1 7. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。